

## 館林邑楽更生保護協力事業主会会則

### 第1条【名称】

本会は、館林邑楽更生保護協力事業主会という。

### 第2条【事務所の所在地】

本会の事務所を館林市仲町 5-25、館林邑楽更生保護サポートセンター内に置く。

### 第3条【目的】

本会は、館林邑楽地区における更生保護事業協力組織として、地区内の協力事業主相互の連絡と協調を図り、福祉向上に貢献することを目的とする。

### 第4条【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、館林邑楽保護区保護司会、前橋保護観察所及び特定非営利活動法人群馬県就労支援事業者機構と連携し、次の事業を行う。

- (1) 保護観察中の者への恵まれた職場と環境の提供
- (2) 会員相互の情報交換と資質向上
- (3) 更生保護事業及び社会福祉事業の啓発推進及び連携
- (4) その他目的達成のために必要な事業

### 第5条【役員】

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 相談役 若干名

### 第6条【役員を選任等】

- 1 前条の役員は、総会において選任する。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 書記は、本会の日常業務の処理にあたる。
- 5 会計は、本会の会計管理にあたる。
- 6 監事は、本会の業務執行状況及び財産の状況を監査する。
- 7 相談役は、会長が指名する。

### 第7条【役員の任期】

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第8条【役員会の開催】

会長は、必要と認める場合、役員会を開催し業務の円滑な運営に努める。

### 第9条【顧問】

- 1 本会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の同意を得て選任する。
- 3 顧問は、本会の業務について、会長の諮問を受け答申する。

### 第10条【総会】

- 1 本会に総会を置く。
- 2 総会は、会員をもって組織する。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、出席者の過半数をもって議事を決する。

## 第11条【総会の権限】

次の掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。

- (1) 予算及び決算、事業計画、事業報告
- (2) 会則の変更
- (3) その他、本会の業務に関して、役員会において総会の議決が必要と認める事項

## 第12条【会員】

- 1 本会に会員を置く。
- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

## 第13条【予算】

本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

## 第14条【決算】

本会の事業報告及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

## 第15条【会計】

- 1 本会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日をもって終わる。

## 第16条【会則の変更】

この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

### 【附 則】

この会則は、平成26年4月25日から施行する。

この会則は、平成28年1月26日から施行する。

この会則は、令和2年1月28日から施行する。

この会則は、令和4年1月17日から施行する。

## 館林邑楽更生保護事業主会 旅費規程(内規)

片道5Km以上の出張旅費について、下記の通りとする。

片道5Km未満の旅費については支給しない。

### 記

	10Km未満	10Km以上	20Km以上	30Km以上
日当	0円	1000円	1000円	2000円
車両運転	1000円	1000円	2000円	3000円

先方より旅費が支給された場合は差し引く。

有料道路代金は別途支給する。

所定の申請書に記入の上、請求する。

この規程は、令和3年1月19日から適用する。